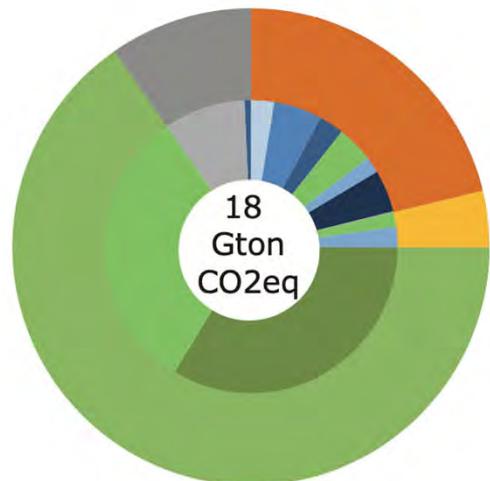
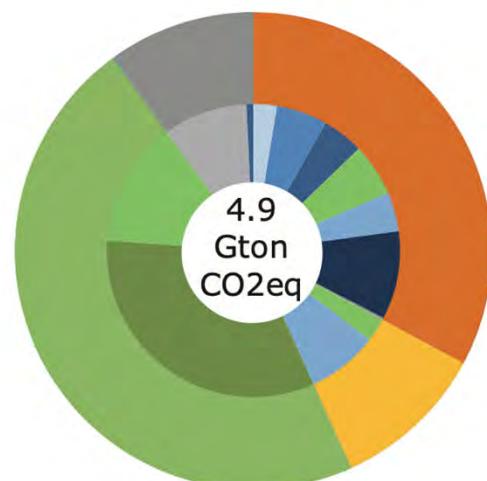


食品業界は世界のGHG排出量の3分の1を占める

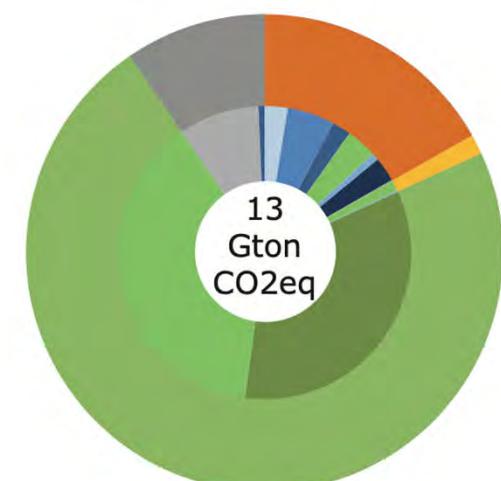
世界全体



先進国



途上国



外側の円

- 土地
 - 工札ギー
 - 産業
 - 廃棄物
-
- 土地利用
 - 生産
 - 輸送
 - 加工
- 包装
 - 小売
 - 消費
 - 最終廃棄

内側の円

TCFDは「農業・食料・林産物」は最重要4業種として特定

気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) で補足手引が用意された非金融セクター

タスクフォースは、その評価に基づいて、以下の表に示す四つのグループとその関連産業を補足手引きの恩恵を最大限に享受するものとして特定した。

エネルギー	運輸	材料と建物	農業、食料、林産物
<ul style="list-style-type: none">- 石油とガス- 石炭- 電力会社	<ul style="list-style-type: none">- 航空貨物- 旅客輸送- 海運- 鉄道輸送- トラックサービス- 自動車およびコンポーネント	<ul style="list-style-type: none">- 金属と鉱業- 化学品- 建材- 資本財（建物等）- 不動産管理および開発	<ul style="list-style-type: none">- 飲料- 農業- 包装食品および肉- 紙と林産物

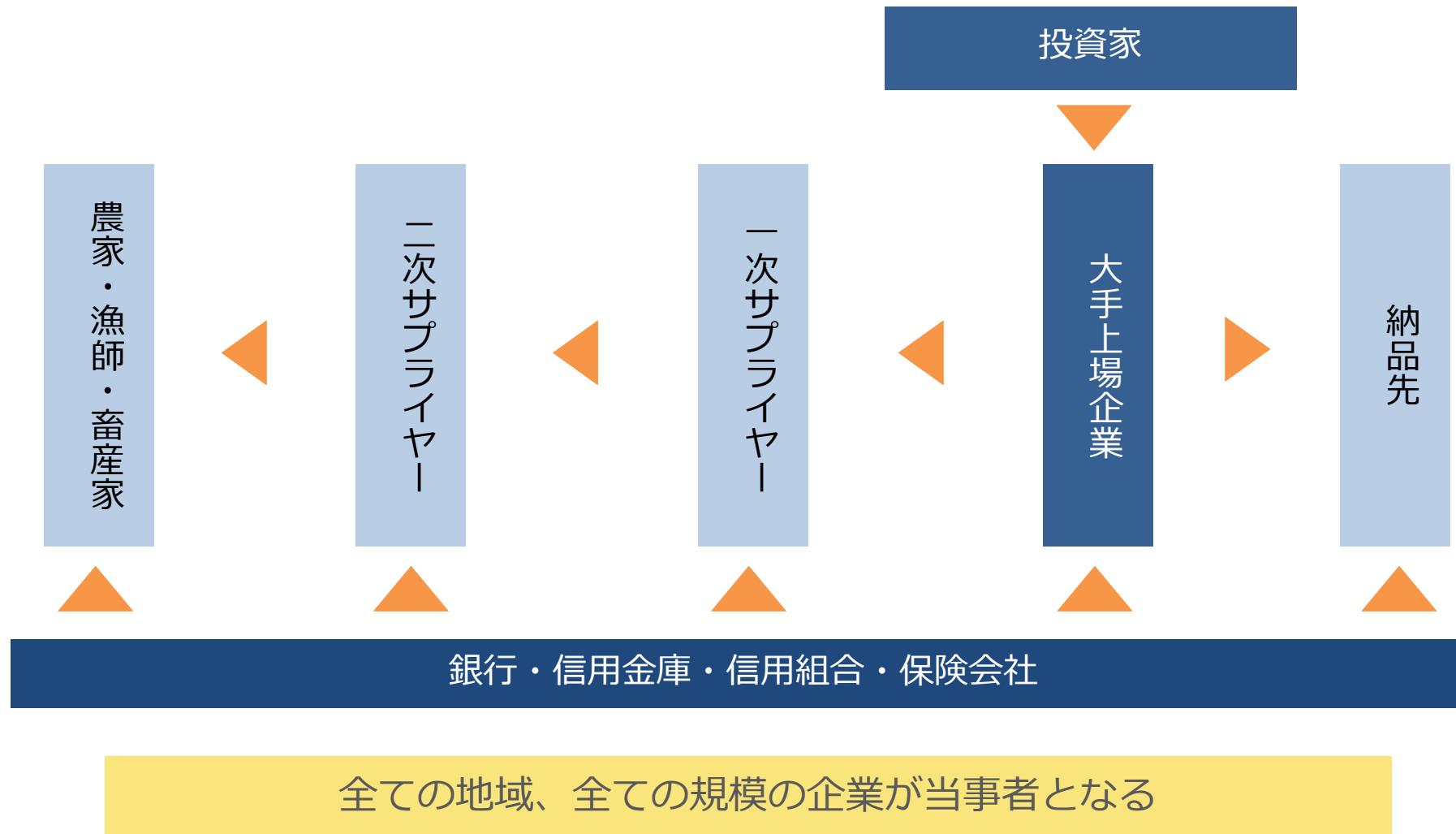
COP26グラスゴー金融同盟（GFANZ）が結成

全投融資・損保先に2050年カーボンニュートラルを要求

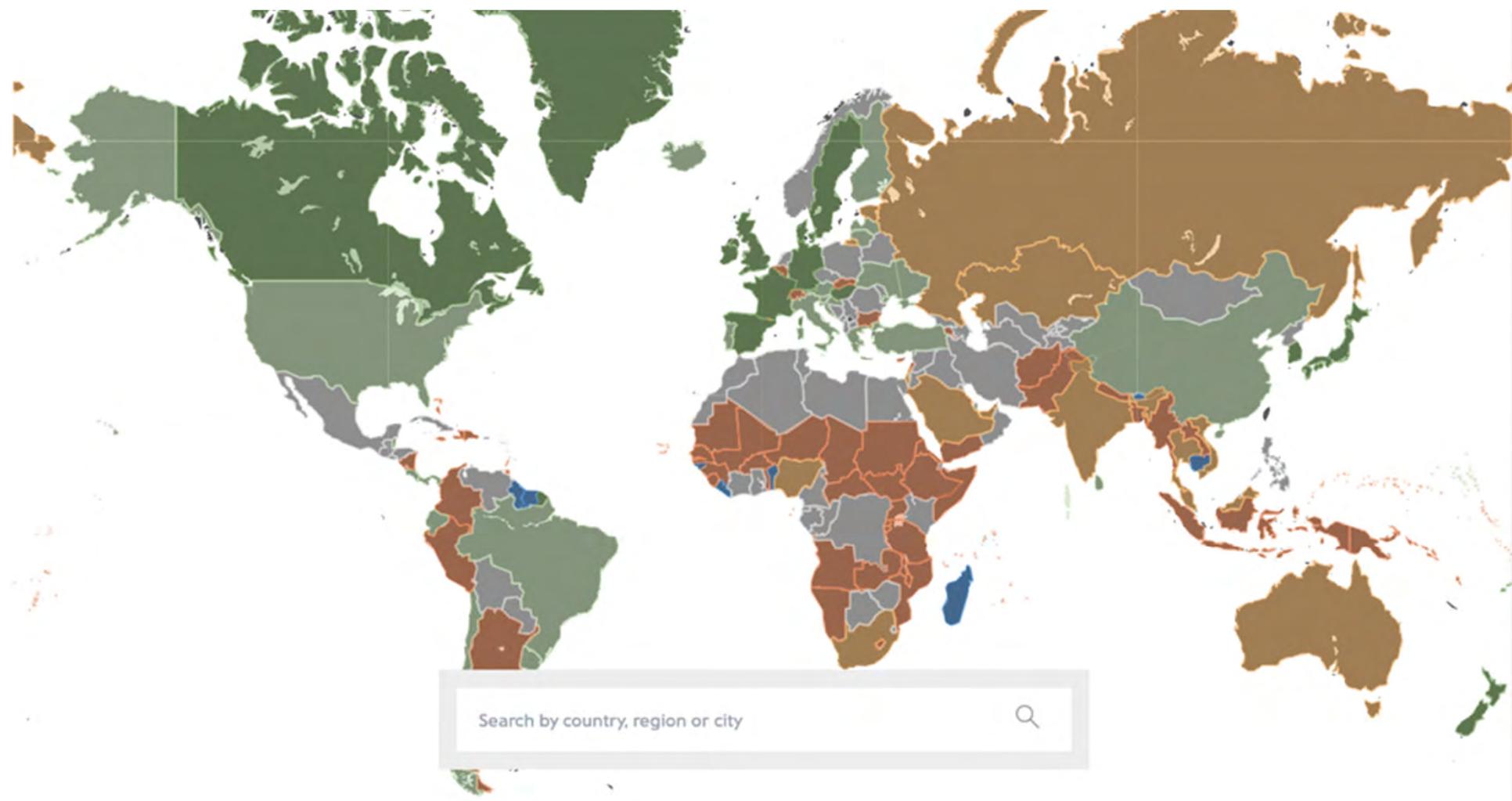
Net-zero Asset Owner Alliance	Net-zero Asset Managers	Net-zero Banking Alliance	Net-zero Insurance Alliance
年金・保険	運用会社	銀行	損保
2019年9月	2020年12月	2021年4月	2021年6月
73機関	273社	113社	28社
1400兆円	8100兆円	9000兆円	-
日本生命 第一生命 住友生命 明治安田生命 SOMPOHD	アセットマネジメントOne ニッセイAM 三菱UFJ信託銀行、日興AM 三井住友トラストAM 野村AM 大和AM 三菱UFJ国際投信 東京海上AM 三井住友DSAM SOMPO AM	MUFG SMFG 三井住友トラストHD みずほFG 野村HD	東京海上HD MS&AD SOMPOHD

環境・社会リスク対策はサプライチェーンを通じて横展開

バリューチェーン全体での要求構造

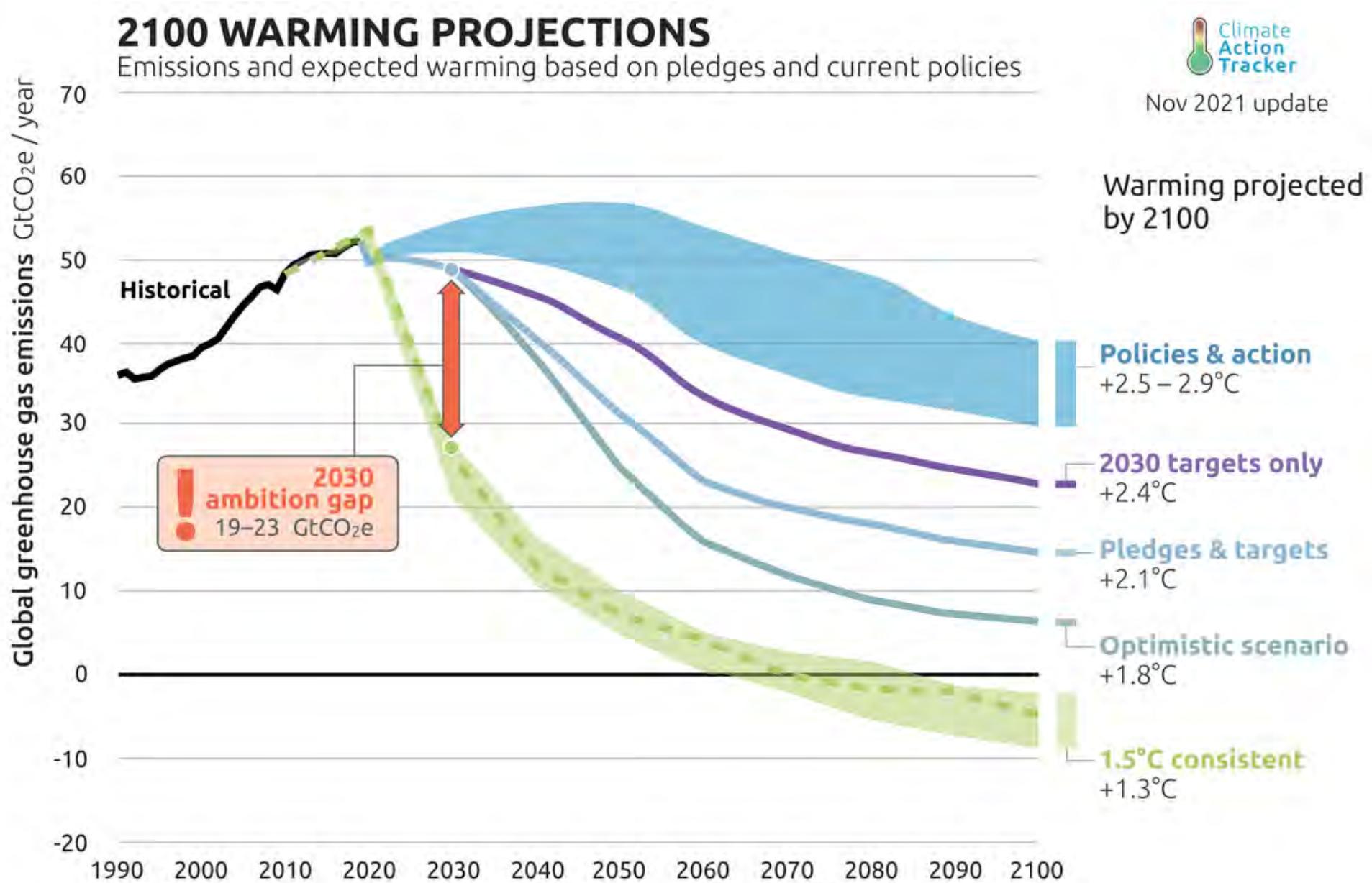


2050年までのカーボンニュートラル宣言はすでにGDPの90%



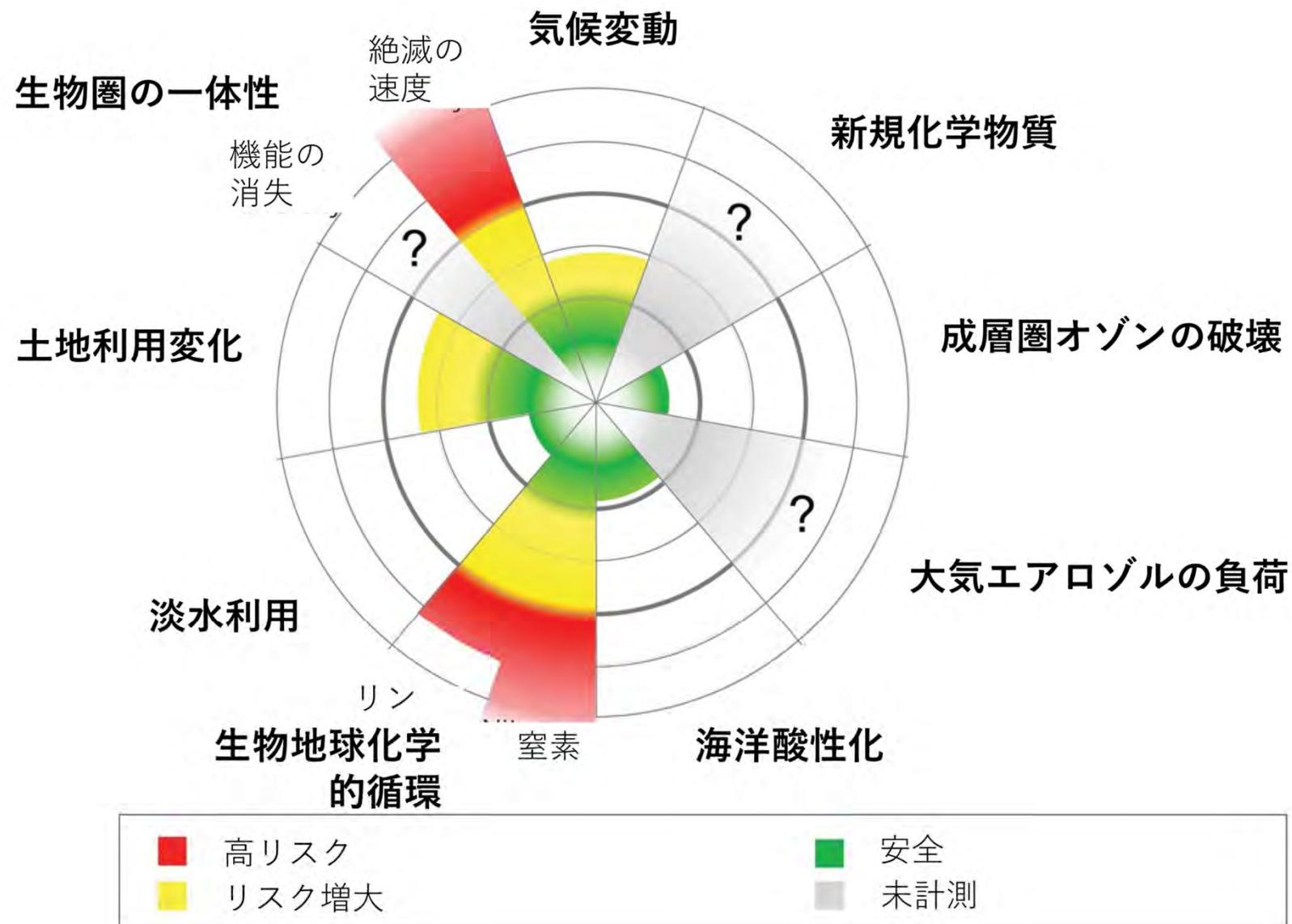
緑：法定目標、薄緑：政策文書、黄：国際公約、赤：宣言

今後世界の気温は何度上昇していくのか？



② 生態系・生物多様性・自然資本

プラネタリー・バウンダリーで考える



なぜ、生態系の破壊が人間社会を脅かすのか？

生態系サービスの分類

			
供給サービス	調整サービス	生息・生育地サービス	文化的サービス
<ul style="list-style-type: none">・食料・淡水資源・原材料・遺伝子資源・薬用資源・観賞資源	<ul style="list-style-type: none">・大気質調整・気候調整・局所災害の緩和・水量調節・水質浄化・土壤浸食の抑制・地力の維持・花粉媒介・生物学的防除	<ul style="list-style-type: none">・生息・生育環境の提供・遺伝的多様性の保全	<ul style="list-style-type: none">・自然景観の保全・レクリエーションや観光の場と機会・文化、芸術、デザインへのインスピレーション・神秘的体験・科学や教育に関する知識

資料：環境省

世界の中央銀行はすでに生態系破壊の経済リスクを発表



Central Banks and Supervisors
Network for Greening the Financial System

Paris, March 24th 2022

Statement on Nature-Related Financial Risks

In April 2021, the NGFS [established a joint NGFS-INSPIRE Study Group](#) on Biodiversity and Financial Stability to develop a research-based assessment of the implications of biodiversity loss for central banks and supervisory authorities in delivering against their mandates.

NGFS Members carefully examined the three NGFS Occasional Papers¹ produced by the joint study group, namely:

- A [Vision Paper](#) published in June 2021, which sets out the links between biodiversity loss and the macroeconomic and financial systems;
- An [Interim Report](#) published in October 2021, which delves deeper into the challenges related to the assessment of such links and provides potential ways forward for central banks and financial supervisors to incorporate these insights in the exercise of their missions;
- A [Final Report](#) published in March 2022, which analyses different approaches to the design of nature-related scenarios, considers gaps in knowledge, sets out a research agenda, identifies near-term policy options, and makes recommendations for action by central bankers and financial supervisors to address financial risks associated with biodiversity loss and to support investments that are positive for the preservation of nature.

In light of this work, NGFS Members would like to make the following points:

1. The scope of the NGFS covers the broader context of environmental risk analysis and environmentally sustainable development, even as its focus to-date has been on climate change. In 2019, the [First NGFS Comprehensive Report 'A Call for Action'](#) acknowledged "compelling reasons why the NGFS should also look at environmental risks," which it defined as "risks posed by the exposure of financial firms and/or the financial sector to activities that may potentially cause or be affected by environmental degradation". NGFS technical documents have clarified that climate change itself is a source of environmental degradation and therefore, climate-related risks can be seen as a subset of broader environmental risks that may also include those associated with the loss of biodiversity and ecosystem services.²



INSPIRE



Central Banks and Supervisors
Network for Greening the Financial System

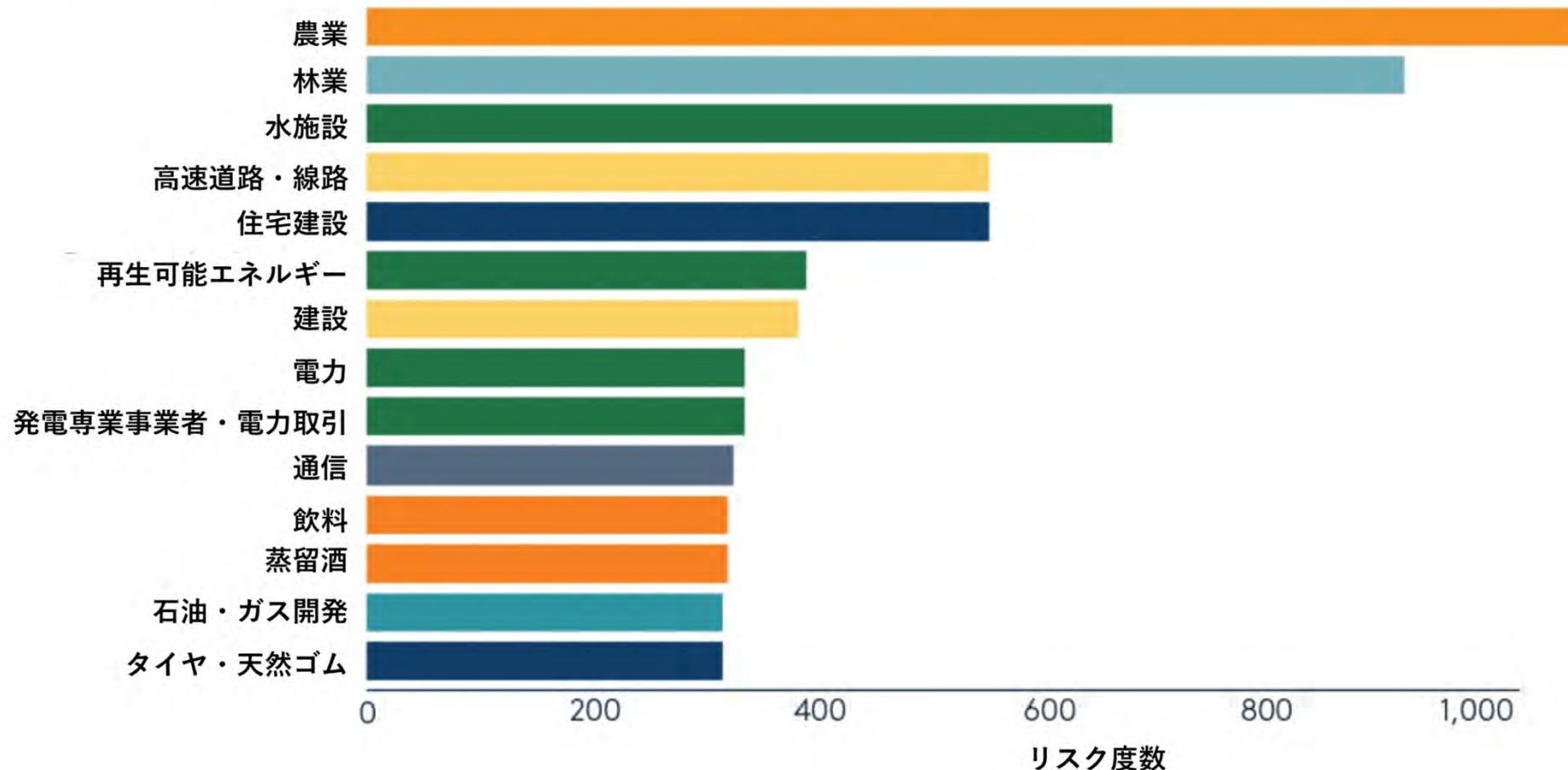
NGFS Occasional Paper

Central banking and supervision in the biosphere: An agenda for action on biodiversity loss, financial risk and system stability

Final Report of the NGFS-INSPIRE Study Group on
Biodiversity and Financial Stability



生態系に関する業種毎のリスクはすでに特定されてきている



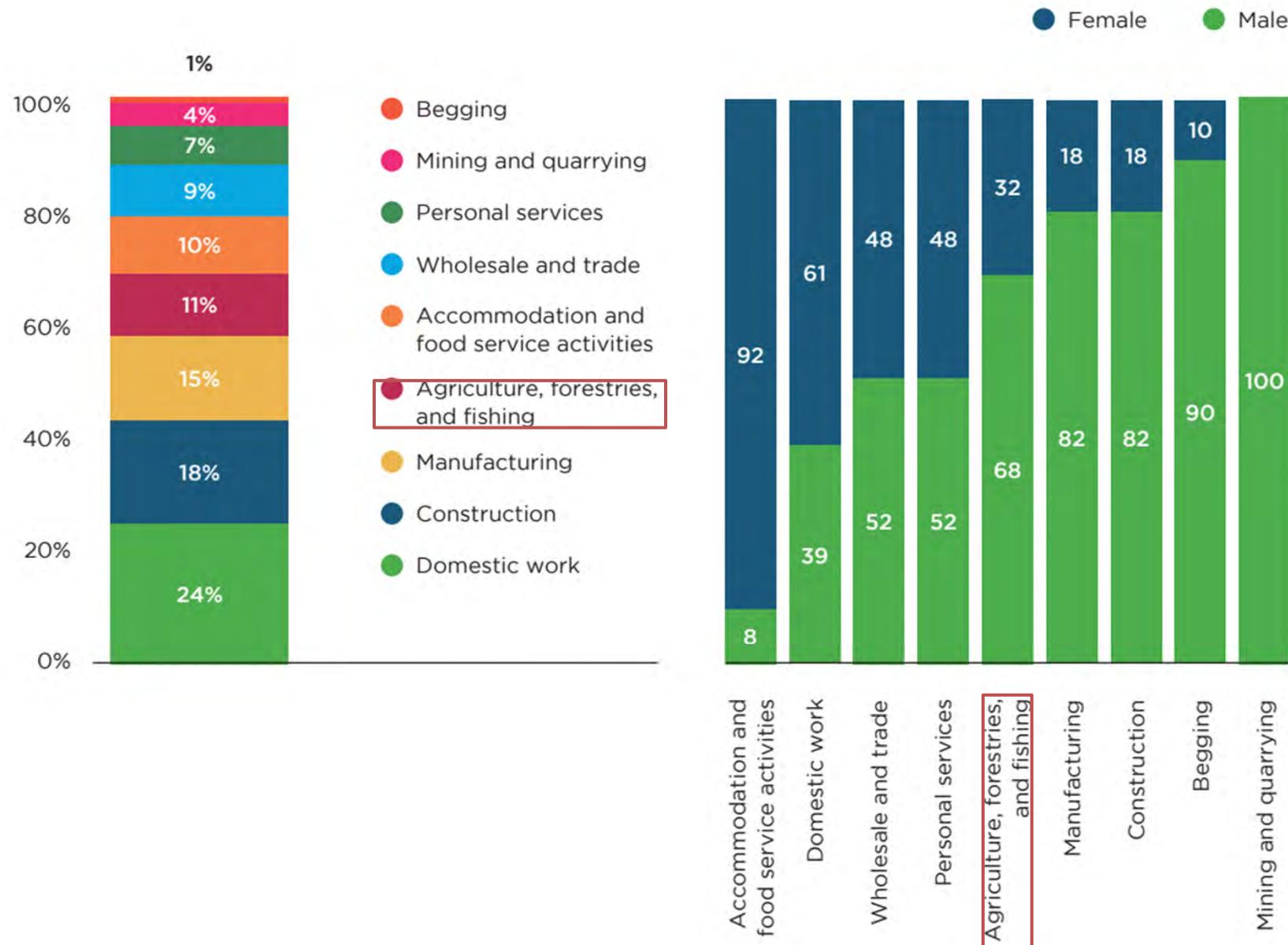
TNFDはベータ版初版が3月に発表。2023年に完成予定

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
自然関連リスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。	自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的な影響を、そのような情報が重要である場合に開示する。	組織が自然関連リスクをどのように特定し、評価し、管理しているかを開示する。	関連する自然関連リスクと機会の評価と管理に使用される指標と目標を、そのような情報が重要である場合に開示する。
推奨された開示	推奨された開示	推奨された開示	推奨された開示
A. 自然関連リスクと機会に関する取締役会の監視について説明する。 B. 自然関連リスクと機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。	A. 組織が特定した、短期、中期、長期の自然関連リスクと機会について説明する。 B. 自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える影響について説明する。 C. 様々なシナリオを考慮しながら、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。 D. 完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、または水ストレスのある地域との組織の相互作用について説明する。	A. 自然関連リスクを特定し評価するための組織のプロセスについて説明する。 B. 自然関連リスクを管理するための組織のプロセスについて説明する。 C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。	A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、自然関連リスクと機会を評価し管理するために使用している指標を開示する。 B. スコープ1、スコープ2、および必要に応じてスコープ3の温室効果ガス(GHG)排出量と関連するリスクを開示する。]* TNFDが調整を検討中 C. 組織が自然関連リスクと機会を管理するために用いている目標と、目標に対するパフォーマンスについて説明する。

図3: 情報開示に関するTNFDの提言(草稿版)

③ 人權

世界の強制労働人口は2300万人。巨大な人権問題



企業は責務を果たすために何をしなければいけないの？

国連ビジネスと人権に関する指導原則の企業への要求事項

15. 人権を尊重する責任を果たすために、企業は、その規模及び置かれている状況に適した方針及びプロセスを設けるべきである。それには以下のものを含む。

- a. 人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント 1
- b. 人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つという人権デュー・ディリジェンス・プロセス 2
- c. 企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響からの是正を可能とするプロセス 3

解説

企業は、人権を尊重するということを自覚し、公に示す必要がある。それは企業になんらかの方針やプロセスがなければできないことである。原則16から24は、この点をより詳細に述べる。

ビジネスと人権と言えば「ILO中核8条約」

中核的労働基準 4分野・8条約

結社の自由・ 団体交渉権の承認	結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87号） 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98号）
強制労働の禁止	強制労働に関する条約（29号） 強制労働の廃止に関する条約（105号）
児童労働の禁止	就業の最低年齢に関する条約（138号） 最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（182号）
差別の撤廃	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号） 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）

日本では特に「外国技能実習生」が人権侵害と温床とも言われる

高額費用の渡航斡旋、身分証の会社管理、日本語だけの労働条件通知
などは「強制労働」に該当する

EU環境・人権デューデリジェンスの立法化が進められている



EU企業持続可能性デューデリジェンス指令案概要



- ◆ 2022年2月23日、欧州委員会は一定規模の企業に対して人権及び環境に関するデューデリジェンスを義務化する「企業持続可能性デューデリジェンス指令案(注1)」を公表。
- ◆ また、デューデリジェンス指令案に併せて公表された文書において、強制労働関連產品の上市禁止に関する立法手続きの準備を進めることを表明。

(注1) 「指令 (directive)」とは、各EU加盟国に対して一定の裁量を認めつつ国内立法手続を求めるものであり、各国に直接適用される「規則 (regulation)」とは異なる。

制度の概要

● 対象企業

	EU企業	第三国企業
グループ1	<ul style="list-style-type: none">● 500人以上の従業員、かつ● 年間純売上高が150百万€以上	<ul style="list-style-type: none">● EU市場における年間純売上高が150百万€以上
グループ2 (注3)	<ul style="list-style-type: none">● 250人以上の従業員、● 年間総売上が40百万€以上、かつ● センシティブ分野(注2)における総売上が50%以上	<ul style="list-style-type: none">● EU市場における年間純売上高が40百万€以上、かつ● センシティブ分野における総売上が50%以上

● 対象企業に求められる義務デューデリジェンス

- (1) デューデリジェンスの企業ポリシーへの統合
- (2) 人権及び環境に対する実在又は潜在的悪影響の特定
- (3) 実在の悪影響の終了又は最小化
- (4) 苦情受付手続の設置と維持
- (5) デューデリジェンスポリシー及びその措置の効果の監視
- (6) デューデリジェンスの公表

(注2) センシティブ分野とは、繊維・皮革、農業・林業・漁業、鉱工業関連の分野を指す。

(注3) グループ2に企業の義務適用の開始は、グループ1企業の適用開始の2年後。

13

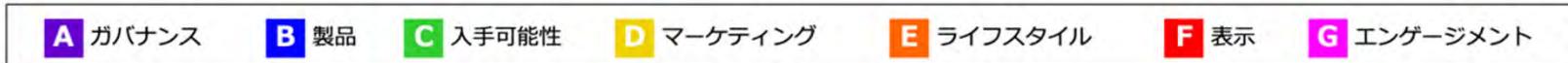
● 違反への対応

EU加盟国に対し、各国内法で違反に対する行政処分を規定すること、また、義務に違反し損害を生じせしめた企業に対する民事責任の確保を求めている。

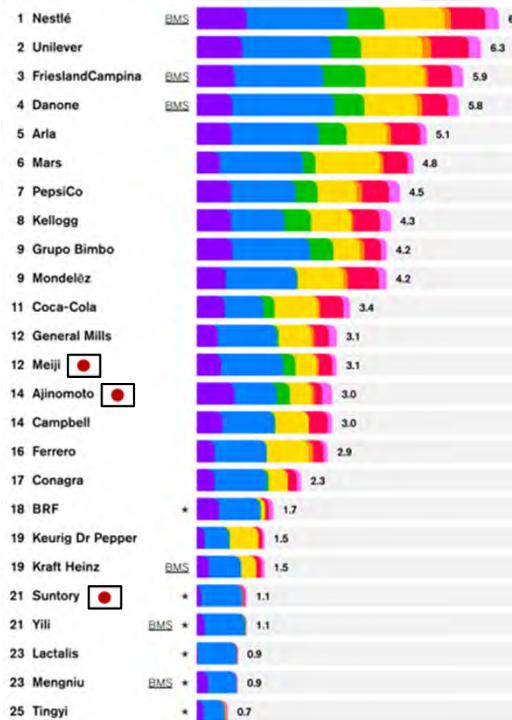
④ 栄養

日本の食品大手の栄養観点の評価は低い

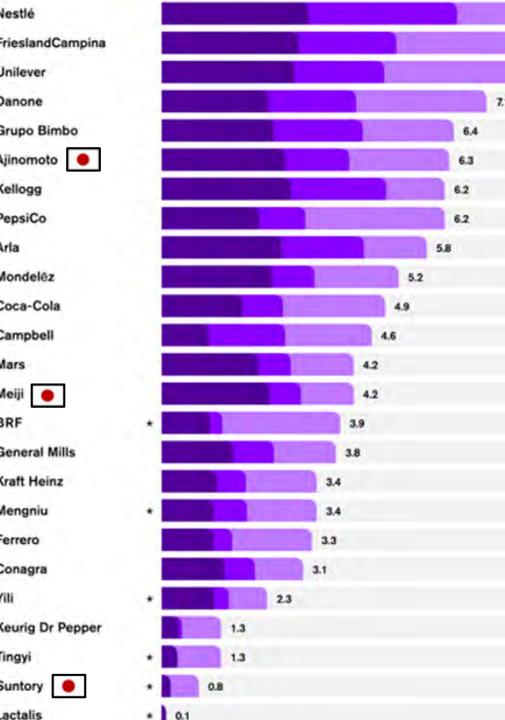
栄養アクセス財団（オランダ）の“ATNI2021”結果



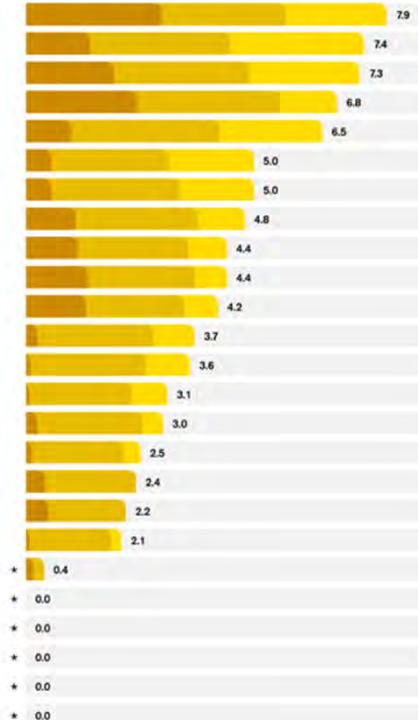
総合評価



ガバナンス



マーケティング



- ※評価は、企業評価と製品評価の組み合わせ。製品評価は、米、加、英、独、仏、伊、蘭、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、日本、中国、香港、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、ブラジル、南アフリカ、ナイジェリアの25市場。
- ※製品の栄養評価は、オーストラリア政府の「Health Star Rating (HRS)」で評価。評価項目は、カロリー、飽和脂肪、糖分、塩分、食物繊維、たんぱく質、濃縮野菜・果物含有率、FVNL。

国際的に「飽和脂肪酸」「糖分」「塩分」の含有減が求められている

アジェンダ

サステナビリティを巡る昨今の動き

農業・食品業界の4大リスク

今後の方向性